法律第百十一号(平一五・七・一六)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

- 第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。
  - 一 二十歳以上であること。
  - 二 現に婚姻をしていないこと。
  - 三 現に子がいないこと。
  - 四 生殖がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
  - 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療 の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出 しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

- 第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。
- 2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前 に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

(家事審判法の適用)

第五条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号) の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(検討)

2 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例に 関する措置)

3 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第十二条第 一項第四号及び他の法令の規定で同号を引用するものに規定する女子には、性別の取 扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であっ たものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第四条第一項の規定 により女子に変わったものとみなされるものを含まないものとする。

(戸籍法の一部改正)

- 4 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。 第二十条の三の次に次の一条を加える。
  - 第二十条の四 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律 第百十一号)第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判があつた場合に おいて、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在つた者が 他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製 する。

(法務・内閣総理大臣署名)